

M&P Legal Note 2015 No.3-4

# インドの法実務（単独進出編） ～進出形態の選択・会社設立に おけるポイント解説～

2015年7月1日

松田綜合法律事務所  
弁護士 久保 達弘

前回の M&P Legal Note (2015 No.2-4) 「インドの法実務 (M&A 編)」では、M&A を使ってインド進出する際のポイントを紹介しました。本稿では、日系企業が単独でインド国内に拠点を開設する場合のポイント・留意点についてご案内します。

## 1 進出形態は主に 3 種類

日系企業がインドに拠点を開設して活動を行う場合、①駐在員事務所、②支店、③現地法人の 3 種類の進出形態を検討するのが一般的です (注 1)。

### ●ポイント A: 活動内容によって選択

進出形態によって、それぞれ可能な活動内容が異なります。そこで、まずインド国内で予定している活動内容を検証することが重要です。

駐在員事務所 (①) ができる活動は以下のとおりとされています。

- 本社・グループ会社の代理
- 輸出入のプロモーション
- 本社・グループ会社とインド企業との技術・財務提携のプロモーション
- 本社とインド企業のコミュニケーションの窓口

このように、駐在員事務所の活動内容は基本的に日本側や海外グループ会社との繋ぎに限定され、営業活動は認められません。また、活動資金は全て本社からの経費の送金で賄うことになります。

次に、支店 (②) ができる活動は以下のとおりです。

- 輸出入
- 専門・コンサルサービス
- 調査
- 本社・グループ会社とインド企業との技術・財務上の提携のプロモーション
- 本社の代表・販売代理
- IT・ソフトウェア開発
- 本社・グループ会社から納入された製品の技術支援
- 外国の航空・船舶会社

支店の場合、営業活動は一定分野に限って許されます。例えば、輸入販売を主たる事業とする場合は、支店の形態を取ることが可能です。支店の活動資金は、本社 (本店) からの経費の送金の他、自らの営業活動から賄うことができます。ただし、支店独自でインド国内外から融資を受けることはできません。

最後に、現地法人 (③) は、外資規制 (注 2)

には服する場合を除いて、インド国内で様々な営業活動を行うことができます。

以上を整理すると、進出初期の調査や繋ぎを行うだけの間は駐在員事務所を活用することができますが、実際の営業活動を行うためには支店と現地法人のいずれかを選ぶ必要があります。

#### ●ポイントB：税金⇒支店は税金が高い

駐在員事務所はインド国内で利益を生み出さないため税金の問題は原則として生じない（注3）のに対し、支店と現地法人はインド国内での課税対象となります。おおまかに言うと、支店は現地法人と比べて約10%も高い税金が課せられます。このため、インド国内で長期の営業活動を計画している場合、まずは現地法人の設立を優先的に検討することになるでしょう。

## 2 現地法人の設立方法

前記のとおり、インドで長期的に事業を営む場合には、現地法人の設立を検討することが多いと考えられますので、次に現地法人の設立に関するポイントを整理します。

### (1) 会社の種類（非公開 or 公開）

インド会社法上、会社の種類は大きくわけて「非公開会社」と「公開会社」の2つがあります。非公開会社は、定款上、株式譲渡制限・株主数制限（200人以下）・証券の公募発行禁止の定めがある会社をいい、公開会社はこうした制限がない会社をいいます（注4）。

#### ●ポイントC：非公開会社を選ぶのが通常

非公開会社は、最もコンパクトな構成を取れば、株主数2名・取締役2名で設立することができます。他方、公開会社は、株主数が7名以上、取締役も3名以上が必要な上、その規模（株主数や資本金・売上・負債金額の大きさ）に応じて、株主

総会の定足数が増えたり、役職・機関の設置義務（マネージング・ディレクター・女性取締役・独立取締役の選任義務、委員会の設置義務など）が加わったりと、より厳格なガバナンス体制が求められます。端的に言えば、公開会社の方が会社法上のコンプライアンスやガバナンスの要求が高くて管理が大変であるといえます。このため、既に公開会社である会社を買収するケースでない限り、なるべく管理がしやすい非公開会社を選ぶのが一般的でしょう。

### (2) 会社の基本構成

次に、資本金・株主・取締役など会社の基本構成を決める上でのポイントを整理します。

#### ●ポイントD：資本金・授権資本の設定は自由

以前は、非公開会社は払込資本金10万ルピー以上、公開会社は払込資本金50万ルピー以上という最低資本金の定めがあり、設立時に一定額を資本金として払い込まなければなりませんでしたが、2015年5月に法改正により最低資本金制度は廃止されたため、現在は払込資本金を自由に設定することができます。将来の増資に向けた授権資本枠も自由に設定することができますが、この授権資本の金額が大きいと設立手続きにおける手数料や印紙税も高くなってしまうため、必要な額に抑えた方がよいでしょう。

#### ●ポイントE：株主は最低2名必要

外国会社がインドで会社を作る場合、株主を最低2名用意する必要があります。日本企業が単独進出して子会社を作る場合、株主の1名は本社あるいは統括会社となるでしょうが、さらに1名用意する必要があるため、最低1株をもう1名に持たせることとなります。この時、担当役員個人に株主になってもらうことも考えられますが、株主

の関与が必要な手続があった場合に、出張や個人的事情によって直ちに対応できないような事態も生じ得ます。そのため、他のグループ会社を活用するなどして2名とも法人株主とした方が、管理は容易です。

**●ポイントF：取締役は最低2名。うち1名はインド居住者⇒人選は慎重に**

また、取締役も最低2名用意する必要があります。国籍要件はありませんが、最低1名はインド居住者であること（前暦年182日以上インドに居住していること）が必要です。単独進出の場合、半年以上前に担当者を駐在させておくというのは現実的ではないため、この1名の手配に頭を悩ませることが多々あります。インド側協力者が居る場合でも、「取締役2席のうち1席」という重要ポジションを任せるほど信用すべきかどうかは慎重に判断すべきです。後で方針が変わって関係がこじれるケースも少なくありません。

**(3) 会社設立手続におけるポイント**

現地法人の設立手続は概要、以下の流れで進められます。

- ① 設立申請前の各種登録手続
- 電子署名証明 (DSC) の取得
  - 取締役番号 (DIN) の取得
  - 商号申請 (親会社からの承認決議)
- ② 設立申請と設立証明 (COI) の受領
- 基本定款 (MOA)・付属定款 (AOA) の作成
  - その他各種申請資料や委任状の作成
  - 申請資料の提出、登録免許税・印紙税の払込
  - 設立証明 (COI) の受領

③ 設立証明受領後の手続

- 第一回取締役会 (監査役選任・口座開設・設立費用の処理等)
- 銀行口座の開設
- 資本金の払込
- 資本金受領に関する RBI 報告
- 第二回取締役会 (株式割当・株券発行等)
- 株式割当に関する RBI 報告

設立手続における主なポイント・留意点は以下のとおりです。

**●ポイントG：作成資料や必要情報が多い**

会社の設立に必要な資料はおよそ20以上あります。これらの資料の作成に必要な情報は多岐に渡り、取締役候補者のお母様の旧姓に関する情報まで含まれます。一方で、複数の資料にまたがって使われる情報もあります。そこで、効率的に手続を進めるためには、予め会社設立に必要な資料や情報のリストを整理するなどの工夫が必要です。

**●ポイントH：複数の書面に公証と認証 (アポスティューユ) が必要**

また、関連書類の署名には公証や認証 (アポスティューユと呼ばれます) が必要なものがいくつもあります。書類提出はインドで行われますが、署名・公証・認証の手続は日本を含むインド国外で行われることとなります。そのため、インド側と日本側双方で密に連携して手続を進めることが肝要です。

**●ポイントI：商号申請と商標登録手続は別**

会社設立のために必要な商号申請手続は、商標登録手続とはリンクしていません。そこで、商標の登録については別途手配する必要があります。

### ●ポイントJ: 商号申請手続には親会社の取締役 会決議が必要

商号申請の手続では、類似商号を使っている親会社等から、当該商号を利用することにつき異議がない旨の取締役会決議が必要となります（実際に提出するのは取締役会の内容を証する英語の証明書になります。）予め取締役会の要否を確認してスケジュールに組み込んでおく必要があります。

### ●ポイントK: 銀行口座開設や資本金払込は設立 が完了してから

こちらは純粋に手続の順番の問題ですが、インドでは、銀行口座の開設や資本金払込の前に会社設立が完成して設立証明書が出されます。

### ●ポイントL: 急な変更にも柔軟に対応

インド新会社法は 2013 年に成立し、大部分が 2014 年 4 月までに施行されました。しかし、施行後に様々な支障が明らかになった結果、規則の修正が頻繁に行われ、2015 年 5 月には一部法改正もありました。こうした「とりあえず走らせてみて、後から修正する」というスタイルに振り回されることは多々あります。また当局担当者の恣意的解釈で細かく運用が変わることもあります。そこで、十分な事前準備が重要なのは当然ですが、突然の変更に対応する柔軟さも時には必要となります。

**注1:** 厳密にはこの他に有限責任組合（LLP）やプロジェクト・オフィスの形態もありますが、それほど一般的ではないため本稿では割愛しました。

**注2:** 外資規制は、外国為替管理法（Foreign

Exchange Management Act, 1999) に基づく産業政策促進局（DIPP）の通達によって産業毎に細かく定められており、2015 年 5 月 12 日に最新の外資規制の内容をまとめた統合版 FDI ポリシーが発表されています。

**注3:** 駐在員事務所にも会計監査と税務申告は必要です。また、本社側の営業活動の方法によっては駐在員事務所を通じた活動がインド国内における恒久的施設（PE）として認定されて課税されることもあり得るため、注意が必要です。

**注4:** 会社法上、非公開会社でない会社の子会社は公開会社とみなされるといいうゆる「みなし公開会社」の規定があります。ただし、2013 年新法下では一般に外国会社のインド子会社にはこの規定は適用されないと考えられています。他方、インド側パートナーが公開会社で、かつそちらが親会社となる場合、このみなし公開規定によって設立される子会社は公開会社として取り扱われることとなります。

---

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 久保 達弘  
kubo@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号  
朝日生命大手町ビル 7 階  
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。